

令和5年
第2回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日 議 事

7月28日(金)

○議事日程	3
○開会前の挨拶	7
○管理者、副管理者挨拶	7
○組合議員の紹介	8
○執行部の紹介	9
○開会及び開議の宣告(午後3時38分)	
○議事日程の報告	10
○議席の指定	10
○副議長選挙	10
○副議長就任の挨拶	11
○議会運営委員会委員の補欠選任について	11
○休 憩(午後3時43分)	

○再 開(午後3時55分)	
○議会運営委員会正副委員長の互選結果	13
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○諸般の報告	13
○管理者提出議案の上程(議案第11号)	15
○提案理由の説明	15
岸 消防長	
○質 疑	15

5番 大 沢 えみ子 議員	1 5
○討 論	1 6
○採 決	1 6
○管理者提出議案の上程（議案第12号）	1 6
○提案理由の説明	1 7
岸 消防長	
○質 疑	1 7
○討 論	1 8
○採 決	1 8
○管理者提出議案の一括上程（議案第13号～議案第15号）	1 8
○提案理由の説明	1 8
岸 消防長	
○質 疑	1 9
○討 論	1 9
○採 決	2 0
○管理者提出議案の一括上程（議案第16号・議案第17号）	2 0
○提案理由の説明	2 0
岸 消防長	
○質 疑	2 1
5番 大 沢 えみ子 議員	2 1
○討 論	2 2
○採 決	2 3
○管理者提出議案の上程（議案第18号）	2 3
○提案理由の説明	2 3
岸 消防長	
○質 疑	2 5
5番 大 沢 えみ子 議員	2 5
1番 小 林 澄 子 議員	2 5
○討 論	2 6
○採 決	2 7
○管理者提出議案の上程（議案第19号）	2 7
○提案理由の説明	2 7
岸 消防長	

○質 疑	2 8
○討 論	2 8
○採 決	2 8
○会議時間の延長	2 8
○休 憩 (午後4時31分)	
<hr/>	
○再 開 (午後4時46分)	
○一般質問	3 0
5番 大 沢 えみ子 議員	3 0
1番 小 林 澄 子 議員	3 7
○閉会中の継続審査の申し出について	4 1
○休 憩 (午後5時19分)	
<hr/>	
○再 開 (午後5時28分)	
○議会運営委員会委員長報告	4 2
○議事日程の追加	4 2
○議長辞職の件	4 2
○議長退任の挨拶	4 3
○議事日程の追加	4 4
○議長選挙	4 4
○議長就任の挨拶	4 5
○休 憩 (午後5時41分)	
<hr/>	
○再 開 (午後5時53分)	
○議会運営委員会委員の辞任及び指名について	4 7
○議会運営委員会委員長報告	4 7
○議事日程の追加	4 7
○管理者提出議案の上程 (議案第20号)	4 7
○提案理由の説明	4 8
藤 本 管理者	
○質 疑	4 8
○討 論	4 8
○採 決	4 8

○管理者挨拶.....	49
○閉　　会（午後6時01分）	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第12号

令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和5年7月18日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和5年7月28日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

令和5年第2回定例会

応招議員

1番	小林澄子	議員	2番	荻野泰男	議員
3番	植竹成年	議員	4番	広山清志	議員
5番	大沢えみ子	議員	6番	太田博希	議員
7番	和田貴弘	議員	8番	金子博	議員
9番	谷口雅典	議員	10番	石原昂	議員
11番	松本明信	議員	12番	内村忠久	議員
13番	鈴木洋明	議員	14番	永澤美恵子	議員
15番	梶田博之	議員	16番	野田直人	議員

不応招議員

なし

令和5年7月28日（金曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議事日程の報告
- 4 議席の指定
- 5 副議長選挙
- 6 議会運営委員会委員の補欠選任
- 7 会議録署名議員の指名
- 8 会期の決定
- 9 諸般の報告
- 10 管理者提出議案の上程（議案第11号）
- 11 管理者提出議案の上程（議案第12号）
- 12 管理者提出議案の一括上程（議案第13号～議案第15号）
- 13 管理者提出議案の一括上程（議案第16号・議案第17号）
- 14 管理者提出議案の上程（議案第18号）
- 15 管理者提出議案の上程（議案第19号）
- 16 一般質問
- 17 閉会中の継続審査の申し出について
- 18 議会運営委員会委員長報告
- 19 議事日程の追加
- 20 議長辞職の件
- 21 議事日程の追加
- 22 議長選挙
- 23 議会運営委員会委員の辞任及び指名
- 24 議会運営委員会委員長報告
- 25 議事日程の追加
- 26 管理者提出議案の上程（議案第20号）
- 27 管理者挨拶
- 28 閉 会

本日の出席議員 16名

1番	小林澄子議員	2番	荻野泰男議員
3番	植竹成年議員	4番	広山清志議員
5番	大沢えみ子議員	6番	太田博希議員
7番	和田貴弘議員	8番	金子博議員
9番	谷口雅典議員	10番	石原昂議員
11番	松本明信議員	12番	内村忠久議員
13番	鈴木洋明議員	14番	永澤美恵子議員
15番	相田博之議員	16番	野田直人議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本 正人	管理者	谷ヶ崎 照雄	副管理者
新井 重治	副管理者	小谷野 剛	副管理者
杉島 理一郎	副管理者	岸 文隆	消防長
石井 英夫	消防局 企画総務部長	藤本 直樹	消防局 警防部長
増岡 正也	消防局消防署 統括監兼所沢 中央消防署長	後藤 清	消防局 警防部次長兼 救急課長
日高 賢	消防局 警防部通信指 令センター長	上松 年通	消防局 警防部参事兼 予防課長
片岡 治	所沢東 消防署長	金子 誠	狭山消防署長
粕谷 実	入間消防署長	黒田 勉	飯能日高 消防署長
黒沢 知邦	消防局 企画総務部 企画財政課長	加藤 陽一	消防局 企画総務部 総務課長
木村 充寿	消防局 企画総務部 契約会計課長	野村 大介	消防局 警防部 警防課長
八木 昇	消防局 警防部 指令管理課長	渡邊 豪	監査委員

午後 3 時 3 8 分開会

出席議員 16 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	10 番	11 番	12 番
13 番	14 番	15 番	16 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者	副管理者
消 防 長	消防局企画総務部長	消防局警防部長		
消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		消防局警防部次長兼救急課長		
消防局警防部通信指令センター長		消防局警防部参事兼予防課長		
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長	
消防局企画総務部企画財政課長		消防局企画総務部総務課長		
消防局企画総務部契約会計課長		消防局警防部警防課長		
消防局警防部指令管理課長	監査委員			

◎開会前の挨拶

○野田直人議長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりをいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本定例会におきましては、新たに多くの議員をお迎えしました。さらなる消防組合と組合議会の発展と、引き続き円滑な運営に御理解、御協力をよろしくお願いいたしたいと思えます。

それでは、着座させていただきます。

◎管理者、副管理者挨拶

○野田直人議長 ここで、管理者、副管理者から御挨拶をお願いいたします。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに、令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参集賜り、提案いたしました議案につきまして御審議いただきますこと、心より厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましては、組合市より選出されました多くの議員の皆様の本組合議員として御就任をいただきました。今後とも、本組合の運営に当たり、格段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。決算の認定をはじめ、条例改正が2件、財産の取得が5件、補正予算が1件であります。

なお、令和4年度埼玉西部消防組合一般会計の決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して御提出するものであります。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、副管理者の皆様からも御挨拶をさせていただきたいと思えますが、時間の関係等もありますので、本日は私より御紹介をさせていただきます。

副管理者、谷ヶ崎照雄日高市長であります。

○谷ヶ崎副管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

○藤本管理者 副管理者、新井重治飯能市長であります。

○新井副管理者 どうぞよろしくお願いいたします。

○藤本管理者 副管理者、小谷野 剛狭山市長であります。

○小谷野副管理者 よろしく申し上げます。

○藤本管理者 副管理者、杉島理一郎入間市長であります。

- 杉島副管理者 よろしくお願いいたします。
- 藤本管理者 以上です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 野田直人議長 ありがとうございます。
-

◎組合議員の紹介

- 野田直人議長 続きまして、議員の皆様から自席にて自己紹介をお願いいたします。
建制順に、所沢市から飯能市、狭山市、入間市、日高市の順でお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。
- 小林澄子議員 所沢から選出されました小林澄子と申します。よろしくお願いいたします。
- 荻野泰男議員 同じく所沢市の荻野でございます。よろしくお願いいたします。
- 植竹成年議員 同じく所沢市議会の植竹成年と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 谷口雅典議員 同じく所沢市から谷口雅典と申します。よろしくお願いいたします。
- 石原 昂議員 同じく所沢市選出の石原 昂と申します。よろしくお願いいたします。
- 松本明信議員 同じく所沢市から参りました松本明信と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 梶田博之議員 飯能市の梶田博之でございます。よろしくお願いいたします。
- 広山清志議員 狭山市の広山清志でございます。よろしくお願いいたします。
- 大沢えみ子議員 同じく狭山市選出の大沢でございます。よろしくお願いいたします。
- 太田博希議員 同じく狭山市から参りました太田博希でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 内村忠久議員 入間市から参りました内村忠久と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木洋明議員 同じく入間市から参りました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 永澤美恵子議員 同じく入間市から参りました永澤美恵子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 和田貴弘議員 日高市から選出されました和田貴弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 金子 博議員 同じく日高市から選出されました金子 博です。どうぞよろしくお願ひします。
- 野田直人議長 最後になりますが、飯能市の野田直人でございます。よろしくお願いいたします。
- 以上で議員の自己紹介を終わります。ありがとうございます。

◎執行部の紹介

- 野田直人議長　次に、執行部の自己紹介をお願いします。
岸消防長から順に願います。
- 岸消防長　消防長の岸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石井企画総務部長　企画総務部長の石井でございます。よろしくお願いいたします。
- 藤本警防部長　警防部長の藤本でございます。よろしくお願いいたします。
- 増岡消防署統括監兼所沢中央消防署長　消防署統括監兼所沢中央消防署長の増岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 後藤警防部次長兼救急課長　警防部次長兼救急課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 日高警防部通信指令センター長　通信指令センター長の日高でございます。どうぞよろしく願います。
- 上松警防部参事兼予防課長　警防部参事兼予防課長の上松と申します。よろしくお願いいたします。
- 黒沢企画総務部企画財政課長　企画財政課長の黒沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤企画総務部総務課長　総務課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 木村企画総務部契約会計課長　契約会計課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 野村警防部警防課長　警防課長の野村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 八木警防部指令管理課長　指令管理課長の八木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 片岡所沢東消防署長　所沢東消防署長の片岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 金子狭山消防署長　狭山消防署長の金子と申します。よろしくお願いいたします。
- 粕谷入間消防署長　入間消防署長の粕谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 黒田飯能日高消防署長　飯能日高消防署長の黒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 野田直人議長　以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議の宣告

- 野田直人議長　ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、こ

れより令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることといたします。

また、座席の間隔を空け、出入口及び窓の一部を開放しておりますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○野田直人議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議席の指定

○野田直人議長 日程第1、議席の指定を行います。

このたび所沢市、狭山市、入間市及び日高市から選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

書記長。

〔書記長朗読〕

○須田書記長 朗読いたします。

議席番号、次にお名前を申し上げます。

1番、小林澄子議員、2番、荻野泰男議員、3番、植竹成年議員、4番、広山清志議員、5番、大沢えみ子議員、6番、太田博希議員、7番、和田貴弘議員、8番、金子博議員、9番、谷口雅典議員、10番、石原昂議員、11番、松本明信議員、13番、鈴木洋明議員。
以上でございます。

◎日程第2 副議長選挙

○野田直人議長 次に、日程第2、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

ただいま議長において指名することに決しました。

副議長に7番、和田貴弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました和田議員を当選人に決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました和田貴弘議員が副議長に当選されました。

和田議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○野田直人議長 ただいま副議長に当選いたしました和田議員から就任の御挨拶をお願いいたします。

〔7番（和田貴弘議員）登壇〕

○和田貴弘副議長 ただいま皆様方の御賛同をいただきまして、副議長に選任をいただきました和田貴弘でございます。

議長をお支えして、公平、円滑な議会運営に務めてまいりますので、議員各位におかれましては御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手起こる）

◎日程第3 議会運営委員会委員の補欠選任について

○野田直人議長 次に、日程第3、議会運営委員会委員の補欠選任についてを議題といたします。

組合市議員議員の任期満了に伴い、議会運営委員会委員に欠員が生じております。議会運営委員会委員の補欠選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、1番、小林澄子議員、3番、植竹成年議員、5番、大沢えみ子議員、8番、金子博議員、以上4名の方を指名いたします。

議会運営委員会委員の方々は、ここで休憩いたしますので、休憩中に議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで御報告願います。

◎休憩の宣告

○野田直人議長　この際、休憩いたします。

再開は16時を予定しております。

午後 3 時 4 3 分休憩

午後 3 時 5 5 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○野田直人議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果

○野田直人議長 ここで、休憩中に開かれました議会運営委員会の正副委員長の互選結果について、書記長に報告させます。

書記長。

○須田書記長 報告いたします。

議会運営委員会 委員長 植竹成年 議員

副委員長 内村忠久 議員

以上でございます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○野田直人議長 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

1番 小林澄子 議員

12番 内村忠久 議員

以上2名の方を御指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○野田直人議長 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第6 諸般の報告

○野田直人議長 日程第6、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査の令和5年1月分から5月分の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、継続費通次繰越について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、管理者から報告がありました。また、繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。それぞれその写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので御報告をいたします。

書記長に朗読させます。

書記長。

[書記長朗読]

○須田書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第82号

令和5年7月28日

埼玉西部消防組合議会

議長 野田直人様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第11号 埼玉西部消防組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第13号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第14号 化学消防ポンプ自動車の取得について

議案第15号 救急車の取得について

議案第16号 高規格救急自動車の取得について

議案第17号 高度救命処置用資機材の取得について

議案第18号 令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第19号 令和5年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）

以上で朗読を終わります。

○野田直人議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第11号）

○野田直人議長 日程第7、議案第11号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。
消防長。

○岸消防長 議案第11号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の1ページと議案資料の1ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例について、同感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、人事院規則において国家公務員の新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例が廃止されました。このことから、本組合におきましても、条例の附則第2項に規定している新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止するものでございます。

なお、議案資料の2ページに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

5番、大沢議員。

○大沢えみ子議員 議案第11号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をさせていただきます。

ただいま御説明をお聞かせいただきましたように、今回新型コロナウイルス感染症が5類の感染症に位置づけられたということをもって、これまでコロナの出動の際に出してしまっていた防疫等作業手当の特例が廃止されるという内容でございます。

根拠法令自体がなくなっておりますのでやむを得ないかなと思う一方、現状でも新型コロ

ナウイルス自体がなくなったわけではなく、一部地域におきましてはいまだに感染拡大があるというような現状が報道等でも取り沙汰されているところがございます。今回の改正につきまして、職員の皆様にはどのような説明をされたのでしょうか。また、職員の皆様から上がってきている意見などがありますでしょうか。お尋ねいたします。

○野田直人議長　ただいまの質疑に対し、石井企画総務部長に答弁を求めます。
石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　お答えいたします。

職員への説明でございますが、定例会へ議案を提出するに当たり、7月18日付で防疫等作業手当の特例を廃止する予定であるということについて職員へ通知を発出いたしました。なお、通知発出後、職員からの意見などは寄せられておりません。

以上でございます。

○野田直人議長　以上で大沢議員の議案質疑は終了いたしました。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ、質疑を終結いたします。

○討　　論

○野田直人議長　これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ、討論を終結いたします。

○採　　決

○野田直人議長　これより採決いたします。

議案第11号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8　管理者提出議案の上程（議案第12号）

○野田直人議長　次に、日程第8、議案第12号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。
消防長。

○岸消防長 議案第12号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の5ページと議案資料の3ページを御覧ください。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、本組合におきましても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。

1点目は、埼玉西部消防組合火災予防条例第23条に規定する禁煙、火気厳禁または喫煙所の標識と併設する図記号を、国際標準化機構または日本産業規格に適合することとするものでございます。

2点目は、同条例第11条の2に規定する急速充電設備の対象を、電気を動力源とする自動車等に、船舶、航空機、その他これらに類するものを加えるとともに、全出力の上限を撤廃するものでございます。また、充電する際の接続方法について、新たにコネクタを用いるものと明記され、さらに、分離する急速充電設備についてはコネクタ及び充電用ケーブルを収容する充電ポストを新たに急速充電設備の対象に加えるものでございます。

3点目は、同条例第13条及び第44条に規定する蓄電池設備等は、基準の見直しを図り、届出の対象からその容量が20キロワット時以下の設備を除くこととするものでございます。

なお、議案資料5ページから14ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第12号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の一括上程（議案第13号～議案第15号）

○野田直人議長 次に、日程第9、議案第13号「消防ポンプ自動車の取得について」、議案第14号「化学消防ポンプ自動車の取得について」、議案第15号「救援車の取得について」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

消防長。

○岸消防長 議案第13号「消防ポンプ自動車の取得について」、議案第14号「化学消防ポンプ自動車の取得について」並びに議案第15号「救援車の取得について」、提案理由を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第13号「消防ポンプ自動車の取得について」提案理由を御説明申し上げます。

議案書の15ページと議案資料の15ページを御覧ください。

所沢東消防署に配置しております消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱に基づく車両更新期間の15年を満了していることから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、道路狭隘地域において機動性を発揮し、消防活動の主力となるCD-I型の消防ポンプ自動車でございます。契約金額は3,850万円で、納入業者は株式会社モリタ東京

支店でございます。

入札結果を議案資料の17ページに、完成予定図を18ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第14号「化学消防ポンプ自動車の取得について」でございますが、議案書の17ページと議案資料の19ページを御覧ください。

所沢東消防署柳瀬分署に配置しております化学消防ポンプ自動車が、埼玉西部消防組合車両管理要綱に基づく車両更新期間の15年を満了していることから、現在の車両を更新するものでございます。

更新車両は、危険物火災に対する資機材等を装備し、消防活動の主力となる車両でございます。契約金額は7,035万6,000円で、納入業者はジーエムいちほら工業株式会社東京営業所でございます。

入札結果を議案資料の21ページに、完成予定図を22ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第15号「救援車の取得について」でございますが、議案書の19ページと議案資料の23ページを御覧ください。

本車両は、長時間に及ぶ災害現場において、隊員への後方支援体制を強化するため購入するものでございます。主な装備といたしましては、トイレ設備及び給水・シャワー設備、さらには車内において消防隊員等が休憩できるスペースを備えております。契約金額は4,345万円で、納入業者は平和機械株式会社でございます。

入札結果を議案資料の24ページに、完成予定図を25ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第13号、議案第14号並びに議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより議案第13号、議案第14号、議案第15号を一括して採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 管理者提出議案の一括上程（議案第16号・議案第17号）

○野田直人議長 次に、日程第10、議案第16号「高規格救急自動車の取得について」、議案第17号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

消防長。

○岸消防長 議案第16号「高規格救急自動車の取得について」並びに議案第17号「高度救命処置用資機材の取得について」の提案理由を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第16号「高規格救急自動車の取得について」でございますが、議案書の21ページと議案資料の27ページを御覧ください。

所沢中央消防署三ヶ島分署、狭山消防署富士見分署並びに入間消防署に配置しております高規格救急自動車3台が、埼玉西部消防組合車両管理要綱に基づく車両更新期間の8年を満了すること、また、救急需要の増加に伴い、車両への負担が極めて大きくなっていることから現在の車両を更新するものでございます。契約金額は5,462万8,200円で、納入業者につきましては飯能ニッサン自動車有限公司でございます。

入札結果を議案資料の29ページに、完成予定図を30ページに添えておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたします。

次に、議案第17号「高度救命処置用資機材の取得について」でございますが、議案書の23ページと議案資料の31ページを御覧ください。

先ほど議案第16号で御説明申し上げました所沢中央消防署三ヶ島分署、狭山消防署富士見

分署並びに入間消防署に配置しております高規格救急車3台を更新するに当たり、車両に積載いたします高度救命処置用資機材を併せて更新するものでございます。

この資機材は、救急救命士が行う特定行為などに使用する高度救命処置用資機材として、気道確保用資機材一式、ビデオ喉頭鏡、半自動体外式除細動器、輸液用資機材一式、血中酸素飽和度測定器など、救急現場で高度な救命処置を行うためのものでございます。契約金額は3,795万円で、納入業者につきましてはエイバン商事株式会社でございます。

入札結果を議案資料の32ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第16号並びに議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

5番、大沢議員。

○大沢えみ子議員 いただきました提案のうち議案第17号「高度救命処置用資機材の取得について」、入札及び契約の経緯について質疑をさせていただきます。

今御説明をいただきましたように、この議案につきましては、議案第16号で3台の救急車を取得するという事に併せまして高度救命処置用の資機材を3式購入するという議案内容になっております。頂きました資料におきまして入札結果の一覧を拝見させていただきましたところ、入札につきましては第1回目で1社が辞退をし、第2回目でも応札会社が決まらず、見積合せという形になって、最終的に業者が決定したというふうに提案説明の資料からは伺えます。まず、見積合せのようなことになった理由について、どのようなものであったのかをお伺いをいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、石井企画総務部長に答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

見積合せになった理由でございますが、本組合では入札は2回までとし、二度目の入札によっても落札者がいないときは見積合せを行っております。今回の入札におきましては、二度目の入札においても入札金額が予定価格を超えていたため見積合せとなったものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員　今御説明がありましたように、2回目の入札でも予定価格を上回ったということでもありますけれども、この入札の予定価格の算定方法というのはどのようなものになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○野田直人議長　答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　お答えいたします。

予定価格の算定方法につきましては、国が設計金額から根拠なく一定率または一定額を減額して予定価格を設定することは行わないという見解を示していますことから、本組合におきましても原則として設計金額を予定価格としております。

以上でございます。

○野田直人議長　大沢議員。

○大沢えみ子議員　今おっしゃっていただいたように、国が示す設計金額を予定価格としているということなのでございますけれども、心配をしているのが、今、いろいろな半導体不足ですとか、様々な資機材の高騰というような中で、設計金額そのものが妥当であったのかというあたりが不安に思っているところでもあります。そもそもその設計金額というのは、どのように設定をされておられるのか、改めてお願いをいたします。

○野田直人議長　答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長　お答えいたします。

今回の入札に関わる設計金額につきましては、昨年度の落札金額や予算編成時の実勢価格を参考にして算定したものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長　以上で大沢議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ質疑を終結いたします。

○討　論

○野田直人議長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長　なければ討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより議案第16号、議案第17号を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 管理者提出議案の上程（議案第 1 8 号）

○野田直人議長 次に、日程第11、議案第18号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

消防長。

○岸消防長 議案第18号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製をいたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて、同条第3項の定めるところにより、議会の認定をいただきたく御提案申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております令和4年度歳入歳出決算書の4ページと5ページを御覧ください。

令和4年度の一般会計歳入歳出につきましては、歳入総額が101億4,828万5,182円、歳出総額は99億5,414万6,679円、歳入歳出差引額は1億9,413万8,503円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書の10ページと11ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、収入済額93億5,530万3,490円で、構成比は92.2%となっており、内容は、構成市からの共通負担金、単独負担金、その他の市負担金等でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金は、収入済額2,406万5,000円で、構成比は0.2%となっており、内容は、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

なお、収入未済額の6,804万9,000円につきましては、車両更新整備事業の救助工作車及び

支援車Ⅱ型の自動車購入費等について、コロナ禍による世界的な半導体不足等により令和4年度中の納入が困難となり、令和4年度補正予算（第2号）において繰越明許費を設定したことにより、令和4年度に交付決定を受けました国庫補助金が収入未済となったものでございます。

次に、6款組合債、1項組合債は、収入済額2億9,400万円で、構成比は2.9%となっており、内容は、消防ポンプ自動車、指揮車及び高規格救急自動車の整備事業債、施設改修工事等の消防施設整備事業債、（仮称）消防共同指令センター整備工事の通信指令設備整備事業債でございます。

なお、予算現額と収入済額との比較に記載しております1億4,510万円の減額につきましては、先ほど収入未済で御説明を申し上げました車両2台を令和5年度に繰り越したことから組合債が減額となったものでございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額103億4,640万1,000円に対し、収入済額は101億4,828万5,182円で、98.1%の収入率となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の12ページと13ページを御覧ください。

3款消防費、1項常備消防費は、支出済額89億9,356万3,930円で、構成比は90.3%となっており、主な内容は、職員給与費、警防活動費及び指令業務費等に係る経費でございます。

なお、翌年度繰越額の2億644万4,467円につきましては、歳入で御説明をいたしました救助工作車及び支援車Ⅱ型の車両更新整備事業に係る繰越明許費2億472万9,000円及び消防指令業務共同運用事業の令和4年度、令和5年度の2か年にわたる継続費のうち、令和4年度の年割額の執行残額171万5,467円を令和5年度へ繰り越したものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費は、支出済額5億2,990万290円で、構成比は5.3%となっており、内容は組合債の元金償還金及び利子償還金でございます。

以上によりまして、歳出合計は、予算現額103億4,640万1,000円に対し、支出済額は99億5,414万6,679円で、96.2%の執行率となっております。

なお、歳入歳出決算の詳細につきましては、18ページから79ページまでの事項別明細書、83ページの実質収支に関する調書、87ページから91ページまでの財産に関する調書、また、別冊としてお配りをしております令和4年度主要な施策の成果説明書を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

初めに、5番、大沢議員。

○大沢えみ子議員 令和4年度歳入歳出決算書、事項別明細書の27ページ、人件費に関連してお伺いをいたします。職員定数の関係でございます。令和4年度、当該年度の定数と実際の職員数がどのような割合であったのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、石井企画総務部長に答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

条例定数877人に対して、令和4年4月1日における職員数は、常勤職員が862人、再任用職員が9人、合計871人となっており、割合は99.3%でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 以上で大沢議員の議案質疑は終了いたしました。

次に、1番、小林議員。

○小林澄子議員 私のほうは、令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですけれども、その中で令和4年度主要な施策の成果説明書の救急出動件数についてお伺いいたします。

初めに、令和4年度の救急出動件数4万5,455件について、熱中症やコロナの影響もあったかと思われませんが、前年と比べてどれぐらいの差があったのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、藤本警防部長に答弁を求めます。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

令和4年中の救急出動件数は、前年と比べ8,611件増加いたしました。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 今、前年から8,611件増加したということですのでけれども、大変な出動件数、前年から多くなったわけなのでございますけれども、令和4年度はどのような出動態勢で対応されていたのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁を求めます。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

令和4年度の出動態勢につきましては、前年の出動件数を受け、今後さらなる増加が見込まれることから毎日勤務職員の配置を見直し、狭山消防署の交替制勤務職員の増員を行った

上で、非常用救急車を常用運用に切り替えて救急隊を1隊増隊し、態勢を強化して対応したものでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ありがとうございます。それで、令和4年度、今御答弁がございましたけれども、埼玉西部消防組合一般会計決算審査意見書でも、7月以降は熱中症による出動件数が増加するとともに、第7波及び第8波の感染拡大による職員への影響もあって、大変厳しい環境下に置かれたということが書かれておりますけれども、職員自身の感染者が大変な数に上っていたかと思えます。救急出動態勢は、本当に大変な状況の中、現場の皆さん、内勤の方も遅くまで頑張ってくられたことも聞いております。

そこで質疑ですけれども、出動件数が増加したことで救急隊員の負担も大きくなっていったかと思われましても、件数の増加に伴う救急隊員の労務負担について、令和4年度は何か取組をされていたのか、伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁を求めます。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

本組合における救急隊員の労務管理につきましては、平成31年に通知を發出しており、救急出動が1当直で8件に達した場合や3件連続した場合は他の隊員と交代するなど、隊員の労務負担の軽減に努めているところでございます。

そうした中、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により救急隊員の労務負担も一層増加したことから、現場活動に従事する職員全体の負担を軽減するため、消防署内での職員の応援や毎日勤務職員を補完的に当直勤務に充てるなど、隊員の労務管理に努めたものであります。

以上でございます。

○野田直人議長 以上で小林議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第18号「令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第12 管理者提出議案の上程（議案第19号）

○野田直人議長 次に、日程第12、議案第19号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○野田直人議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。
消防長。

○岸消防長 議案第19号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の27ページと議案資料の33ページを御覧ください。

初めに、埼玉西部地域消防指令事務協議会の運営に係る事業について、令和5年度埼玉県ふるさと創造資金補助金として2,100万円が交付決定をされました。これを受けまして、議案書28ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、7款県支出金、1項県補助金に2,100万円を新たに計上し、1款分担金及び負担金、1項負担金を797万8,000円減額、29ページ、歳出、5款予備費、1項予備費に1,302万2,000円増額するものでございます。

次に、令和4年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算剰余金1億7,889万4,000円を歳入繰越金として1億7,888万9,000円を増額し、これを構成市への前年度分負担金の返還金とするものでございます。これに伴い、議案書の28ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款繰越金、1項繰越金に1億7,888万9,000円を増額、29ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費1億7,888万9,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の30ページ以降に、令和4年度繰越金内訳表を議案資料の34ページに、令和5年度埼玉県ふるさと創造資金補助金交付決定通知書の写しを議案資料の35ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○野田直人議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○野田直人議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○野田直人議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○野田直人議長 これより採決いたします。

議案第19号「令和5年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○野田直人議長 会議の途中ではありますが、ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

◎休憩の宣告

○野田直人議長 なお、ここで休憩を取らせていただきます。

再開は16時50分とさせていただきます。

午後 4 時 3 1 分休憩

午後 4 時 4 6 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○野田直人議長 それでは、再開をさせていただきます。

◎日程第 13 一般質問

○野田直人議長 日程第13、これより一般質問を行います。

一般質問に入る前に、一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いを申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分でございます。3分前にブザーを鳴らしますので、御了承願います。30分たっても一般質問のほうをされている場合は、その場で打切りにさせていただきますので、質問される方におかれましてはよろしく御協力をお願いいたします。

それでは、これより埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

初めに、5番、大沢議員。

○大沢えみ子議員 狭山市から参りました大沢でございます。

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の中での救急搬送困難事例についてお伺いをしてまいります。

改めて、日頃より消防、救急業務に昼夜を分かたず御尽力をいただいている職員の皆様、敬意を表させていただきます。また、本当に新型コロナウイルス感染症の中では、医療現場の皆様と共に最前線に対処に当たっていただきましたこと改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、この5月に5類へと移行となり、様々なイベント等も再開をされるなど日常が取り戻されておりますけれども、感染自体がなくなったわけではなく、地方では第9波と言われる状況も報道されております。ここで、これまでのコロナ対応について改めて数字を確認させていただき、今後の対策に生かしていただきたく幾つか質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、全国で搬送困難事例が発生したことが

報じられました。救急搬送困難事案、すなわち救急隊による医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案について、これは政府も統計を取りまとめるなど調査を行っておりますけれども、当組合の状況はどうだったのでしょうか。

組合のホームページによれば、2022年の救急出動件数は4万5,445件、月平均にしますと3,700件あまりの出動があったということですが、このうち新型コロナウイルス感染症及びその疑い事案、これも含めましてこの件数、そのうち救急搬送困難事案の件数がどれくらいあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

令和4年中の新型コロナウイルス感染症及びその疑い事案の件数につきましては7,304件で、そのうち救急搬送困難事案につきましては277件でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。今お答えいただいた2022年中の新型コロナウイルス感染症救急搬送困難事案277件ということでありましたけれども、先ほども述べさせていただいたように、4回以上、30分以上かかった件数ということだというふうに感じております。このうち現場滞在時間が長かった上位5件、どのようなものだったのか、具体的な時間をお示しいただきたいと思っております。お願いします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

最も現場滞在時間が長かったのが3時間29分、2番目が2時間48分、3番目が2時間19分、4番目が2時間16分、5番目が2時間10分となりますが、いずれの方も他の疾病を持っている傷病者でございました。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。もちろんいろいろなケースがあるというふうには思っておりますけれども、上位のところかというと2時間から3時間お待ちをいただいているという現状が分かりました。

新型コロナウイルス感染症については、これまで第1波から8波と言われる流行拡大期がありまして、全国では本当に一番厳しい時期では10件以上受入れを断られたですとか、東京などでは第5波、これは2021年の夏ですけれども、23時間、あるいは第7波、2022年の夏に

最大待機時間35時間、こうした事例もあったということが報道をされております。5類に移行になったこの時点で、改めて総括的な意味で確認をさせていただきたいのですが、この間の当組合における新型コロナウイルス感染症及びその疑い事案の救急搬送において、1件当たりの最多照会回数、最長現場滞在時間はどうかであったのか、それぞれの発生日と合わせてお答えをいただければと思います。お願いします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

第1波から第8波までの期間で、1件当たりの最多照会回数は、令和5年1月14日の24回、最長現場滞在時間は令和3年8月10日の7時間16分でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。本当に当事者の方もそうですし、救急隊の方も、それから、様々なところで調整に当たっていただいた方も心を痛めながらの対応であったのではないかというふうに推察をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降5類への移行となり、今は多くのイベントや行事が再開されております。日常が戻ってくるという期待と同時に、狭山市内では新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖なども1学期の間、報告がございました。また、先ほど来指摘をさせていただいているように、沖縄など地方の都市では感染が急拡大しているとの報道もございます。

当組合における5類移行後、具体的には5月8日以降、新型コロナウイルス感染症及びその疑い事案の件数、そのうち救急搬送困難事案の件数はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

5類に移行した5月8日から6月30日までの期間では、新型コロナウイルス感染症及びその疑い事案の件数は256件で、そのうち救急搬送困難事案の件数は20件でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。今はちょうど非常に暑い時期で、救急搬送自体は相当な件数になっていると思いますし、そのうちコロナの件数もまだこれだけある、それから、救急搬送困難事案、先ほども出ておりますように、4回以上かつ30分以上というのも

まだ20件発生しているという状態だということが分かりました。

今現在、先ほどから述べておりますように、沖縄等をはじめ一部自治体で9波と言われる状況が発生しております。また、感染症自体は、SARSですとか、大きな感染症が10年に一遍のペースで起こっております。こうした今後も起こり得る感染拡大に備え、できるだけ救急搬送困難事案を減らしていただきたいということを思っているわけですが、これまでの経緯も踏まえ、今後も起こり得る感染拡大に対してどのように対応していくのか、お考えをお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

感染が拡大した場合の対応につきましては、医療機関と連携し、搬送困難事案に対応することが極めて重要でありますので、引き続き各医療機関とさらなる連携強化を図ってまいります。

なお、救急要請の増加に対しては、現在交替制勤務職員の日勤日を活用して、所沢中央消防署の非常用救急車を日勤救急隊として運用し、態勢の強化を図っておりますので、今後の救急需要に注視しつつ、救急態勢の確保に万全を期してまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。非常用の救急車を日勤にも対応していただいているということで、現場でも本当に苦勞をしながら対応していただいているというふうに思います。コロナをはじめとする感染症の対応につきましては、それが対応できる病院でないとなかなか受入れができないというような現状もございます。これからどのようになるかはまだ分からない部分もございますけれども、大きく感染が拡大し、こうした受入れが困難になってくるような状況が見えました際には、県のほうにも現場からこれだけ困難な状態があるということをぜひとも率直に伝えていただき、受入病床を増やしていただく、そうした要請も率直にぜひともお願いをできればというふうに思います。引き続きよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

パートナーシップ、ファミリーシップ制度の周知についてお伺いをいたします。

一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、全国でパートナーシップ制度の導入が始まっております。埼玉県内では63市町村のうち43市町村で何らかの制度が導入されており、当組合の構成市でもパートナーシップ、ファミリーシップ制度が実施されております。私の所属する狭山市では、これまでに8

組のカップルが利用されているとの報告を受けているところでもあります。

一方、いまだに性的少数者への偏見もあり、全国では緊急搬送の際の緊急連絡先について、こうした制度を使う方のパートナーは家族として認めていないとか、あるいは現場に対応された方がそういうのは困るんですみたいな形で差別的な扱いを受けるといった事例も、当組合ではございません、全国的な一般例として報告をされているということを知っております。改めて、構成市ではパートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入されているわけなのですが、当組合における取組というのはどのようになっているのでしょうか。お願いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 答えいたします。

パートナーシップ、ファミリーシップ制度でございますが、本組合では関係例規が整備されていないことから運用はしておりませんが、構成市においては協定を締結し、それぞれの制度を運用していることは承知しております。本組合では、現在構成市との意見交換を行い、制度の導入に向けて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。構成市とも既に協議をしていただいているということで、ありがとうございます。ぜひとも早期の導入をしていただきたいと思いますのですが、LGBTQ、あるいはパートナーシップ、ファミリーシップ制度について理解促進のため、ぜひとも職員への研修なども積極的に行っていただきたいと考えますが、これについてのお考えをお伺いいたします。

○野田直人議長 答弁を求めます。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 答えいたします。

制度の理解促進に向けては、職員への研修が必要であると認識しておりますので、制度を導入する際は構成市の取組状況等を参考に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ早急な対応をお願いいたします。先ほども述べたように、既に制度を利用されている方がおられます。こうした方々が様々なところで救急等の対応に当たる可能性というのは十分あるわけですので、そうした際に嫌な思いをすることなく、安心して家族として扱っていただき、

対応をしていただけますようにぜひともよろしくお願いをいたします。

最後に、聴覚障害者等との意思疎通についてお伺いをいたします。

聴覚障害や言語を話しにくい方が緊急通報を行う際、N e t 119緊急通報システム、この利用が推奨されております。当組合のホームページを拝見させていただきましたが、手話通訳と動画がついて分かりやすく紹介をされておりました。この制度については、事前登録が必要ということでございますので、ぜひ多くの方に御利用いただきたいというふうにご考えておるものであります。

そこで、まずは改めまして、N e t 119緊急通報システムの概要と現在までの登録状況についてお聞かせください。お願いいたします。

○野田直人議長 ただいまの質疑に対し、藤本警防部長に答弁を求めます。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

初めに、N e t 119緊急通報システムの概要につきましては、聴覚障害者等、電話で通報することが難しい方のために作られたシステムで、携帯電話やスマートフォンを利用して、自宅だけでなく外出先からも119番に通報することができるものでございます。

次に、現在までの登録者数につきましては133人でございます。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。N e t 119ということで、実際にこちらホームページで紹介をされているのを拝見させていただきました。実際に使うととても使いやすいなというふうに感じると思えます。救急とか、消防とか選べるようになっておりますし、先ほどあったように外出先からも可能ということで、位置情報が送れるようになっているということで大変便利だなというふうに思うんですが、現在の登録者数が133名ということで、構成市の少なくとも聴覚障害者手帳をお持ちの方の人数からするとまず少ないかなという印象を持っております。狭山市だけでも聴覚障害者手帳を保持されている方が420名ぐらい現在いらっしゃるということでございますので、そこからしても133名というのは少ないかなと思っております。もちろんお子様ですとか、高齢者の方で携帯をお持ちでないとか、あるいは施設とかに入所をされていて、そのシステムそのものを必要としていないという方もいらっしゃると思いますので、これが何人だから十分だということは当然ないというふうには考えているのですけれども、まだまだ知られていないのではないかなと思うところもございます。このN e t 119緊急通報システムについて、より多くの方に御利用いただくため、普及についてどのような取組を行っていらっしゃるのか。また、今後の取組についてもお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

Net119緊急通報システムの普及についての取組でございますが、現在は組合のホームページ、広報誌における広報や出初め式会場でチラシの配布を行い、普及に努めております。

今後につきましては、構成市の福祉部局と連携を図るとともに、火災予防運動や救急キャンペーンなどのイベントの機会を捉え、システムの普及に向けた広報活動を積極的に展開してまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。コロナの中で外に出る機会も制限されていた部分もあるかというふうに思いますが、少しずついろいろなイベントが始まっておりますので、今お答えいただいた様々な機会を捉えて、ぜひとも広報に努めていただきたいと思います。

また、聴覚障害者や関係団体、手話サークルですとか通訳者の団体などもございます。こうした例会などの際に希望があればぜひ出張等も行っていただいて、普及をしていただきたいと思います。携帯電話は機種によって多分登録の方法がいろいろで、御自身でどうぞと言われてもなかなか難しい部分がございます、人に聞こうと思っても機種が違くと操作方法が違って、登録がなかなかできないというのが現状であると聞いておりますので、ぜひとも丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

この問題の最後に、電話リレーサービスについてお伺いをしたいと思います。

2020年6月、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が制定されたことを受け、同年12月から電話リレーサービスが施行されております。電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方の会話を、通訳オペレーターが手話または文字と音声、これを通訳することにより、電話で即時双方向につながるというサービスであります。手話を第一言語とする聾者の中には、文字が苦手な方もいらっしゃいます。いわゆるメールだけではなくて、ぜひとも手話を使いたいという方もいらっしゃるわけです。構成市でも手話言語条例がつくられ、より手話を使いやすい環境整備が進められております。こうした電話リレーサービスについても今後利用が増えることが想定されるわけですが、当組合においてもこうした電話リレーサービスを利用しての通報及び各種問合せが寄せられることが想定されますけれども、こうした場合にどのような対応を行っているのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

電話リレーサービスから通報及び各種問合せが寄せられた場合には、総務省消防庁が作成した電話リレーサービス運用要領等を参考に運用しております。実際の対応に当たりましては、通訳オペレーターとの意思疎通が重要となりますので、その点に配慮しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 大沢議員。

○大沢えみ子議員 ありがとうございます。この電話リレーサービスは、まだまだ知られていないところもありまして、聴覚障害者の方が登録をして、その電話番号から聞こえる人のところにかかってくるわけなのですけれども、電話リレーサービスですというふうにかかったときに、何だこれはということで分からないので切っちゃうとかということもあるようであります。また、民間の保険会社とかそういったところだと思うんですけれども、そういったところだと、通訳者という第三者が入るということで、個人情報の提供ができないということで、電話リレーサービスの利用はお断りしますというところもまだあるというふうに聞いております。聴覚に障害がある方については、ぜひともそういう様々な壁を乗り越えて、こうしたリレーサービスがどんどん使えるようになってほしいという希望を持っておられます。ぜひとも当組合において電話リレーサービスですという問合せがかかってきたときに、これはこういうサービスなんだということで、耳の聞こえない方、通話が困難な方が電話をしてきているんだな、手話を使って話したいと思っているんだなというふうにぜひとも御理解をいただいて、積極的な対応をお願いしたいと思います。

全国でも取組が始まっておりまして、弘前市の消防組合でしょうか、こちらでは電話リレーサービスとの協定を締結してサービスを始めておりますということを組合のホームページで紹介しております。ぜひ当組合でも安心してリレーサービスを使っただけのような周知方法についてよろしくお願いをいたします。

様々申し上げました。ぜひとも地域の皆様が安心して過ごせる毎日に御尽力を引き続きよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○野田直人議長 以上で、大沢議員の一般質問は終了いたしました。

次に、1番、小林議員。

○小林澄子議員 私のほうからは、3件にわたって質問をさせていただきます。

初めに、携帯電話からの119番通報の在り方についてです。

通報する方というのは、大変な焦りと緊張の中でしているわけなのですけれども、火事等の通報で携帯電話から119番通報した場合の特定についてですけれども、通報した側は住所をきちんと言っているのに、右隣、左隣だとか、火元も教えてくれなどと確認されまして、

挙げ句は固定電話なら分かりますと、そのようなことを言われたということなのです。今どき固定より携帯からの通報のほうが多いのではないかと、固定電話なら分かりますなどと言われて心外だったとの声がありました。

初めに、固定電話ではなく携帯電話から119番通報した場合、災害場所を特定するまでに時間を要するとお聞きしましたが、固定電話と携帯電話の災害場所を特定する方法についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 ただいまの質問に対し、藤本警防部長に答弁を求めます。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

初めに、固定電話からの119番通報につきましては、事前に登録されている住所及び地図が指令台に表示されることから、ピンポイントで災害場所を特定することができます。

次に、携帯電話につきましては、携帯電話の発する電波を受信したアンテナ付近の大まかな地図が災害場所として指令台に表示されることから、指令課員は通報者から聞き取った住所や目標物を指令台に入力し、災害場所を特定することになります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 分かりました。携帯の場合には大まかな地図ということなんですね。固定電話ですとピンポイントで分かるということでしたけれども。これで、携帯電話で119番通報する場合、災害場所を早く特定するために気をつける点などについてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

携帯電話で119番通報をする場合に気をつけていただきたい点でございますが、移動しながら通報をすると電波を受信するアンテナが変更され、位置情報が災害地点から離れてしまうことがありますので、動かずに通報すること、また、住所が不明な場所から通報する場合には、近くの電柱など住所が特定できる表示や目標となる建物などを指令課員に伝えることにより、災害場所の特定がスムーズに行えますので、その点を留意していただきたいと思っております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 分かりました。緊急の時で本当に焦ってなかなかできない、緊張状態の中ですので、それができればというふうに思いますけれども。令和6年度から新しい通信指令センターが稼働する予定になっているわけですけれども、通報する側は一刻も早くと、大変な緊張状態の中で通報されていますので、今度はより広域化しますので、より適確な対応が

求められますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

次にまいります。り災証明書の発行手続についてです。

初めに、火災証明書、この方は延焼だとか類焼は免れましたけれども、放水によって家財、家屋に大変な被害に遭われた方です。り災証明書を発行してもらうために消防署に連絡をしたところ、日付の指定、現場に出たその当直班が勤務している時に取りに来てほしいと言われたとのことでした。改めてり災証明書の申請方法についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

申請方法につきましては、り災物件の関係者にり災証明願に必要事項を御記入いただき、最寄りの消防署または分署に直接来署の上、申請していただきます。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ありがとうございます。それで、り災証明書の申請時に必要となる書類等は、どのようなものがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

り災証明書の申請時に必要となる書類等でございますが、り災証明願のほか、り災物件との関係が確認できる本人確認書類の提示が必要となります。なお、代理者の場合は委任状が必要となります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ありがとうございます。本人確認のものが必要だということで、代理の方はその方ということですよ。

それで、り災証明書の交付についてなのですけども、今おっしゃいましたけれども、代理人でも受け取ることができるということですけども、り災証明書の交付対象者についてお伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

藤本警防部長。

○藤本警防部長 お答えいたします。

り災証明書の交付対象者でございますが、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人等となります。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 ありがとうございます。より分かりやすく、先ほどからも申し上げましたけれども、災害に遭った方というのは大変な事態になっておりますので、より丁寧な説明などをよろしくお願ひしたいと思います。

3つ目の質問です。守秘義務となる個人情報の取扱いや管理についてお伺いをいたします。埼玉西部消防局では、ハラスメントの根絶など、健全な職場環境をつくる取組に努力されていると理解しているところです。しかし、大変残念なことに、この取組の一環である相談活動について信頼を損ねる重大な事案が発生しているとの情報が入りました。

初めに、実施されているハラスメント撲滅推進会議では、ハラスメントの根絶に向けてどのような取組が行われているのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

各消防署で行われているハラスメント撲滅に向けた取組につきましては、主に3点ございまして、1点目はハラスメントに関する正しい知識を身につけること、2点目はハラスメント事例集を活用した研修を行うこと、3点目は部下職員への指導教育を主眼としたコーチング研修などを行うこととなっております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 今、御答弁でもありましたけれども、事例集を使ってということもございましたけれども、その事例集のことについて大変信頼を損なわれるようなことがなされてきているという通報がございました。このようなことは、信頼して相談した職員を裏切るというだけでなく、信頼そのものをなくすことになってしまいまして、組織的に取り組んできたせっかくの努力が水泡に帰してしまうことになるのではないかと思うんです。そういう中で、職員からの相談内容、これを記録した文書の回議や管理についてどのように行われているのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えいたします。

職員からの相談内容を記録した文書につきましては、人事に関する内容が含まれていることから、担当職員自らが持ち回りにより回議することとしております。また、決裁後の文書につきましては、通常管理するキャビネットには保管せず、専用の収納書庫にて適正に管理

しております。

以上でございます。

○野田直人議長 小林議員。

○小林澄子議員 持ち回りでということで、収納については専用のキャビネットという御答弁がありましたけれども、それがあえてこのような事態が出てきたというところで、非常に相談した当事者の方としましては、個人を特定できる内容に驚いて、とてもつらいものであり、個人情報漏えいされたと解釈されても仕方がないものではないかと思えます。それで、相談事例集などで類似した事例が取り上げられた結果を踏まえて、今後どのような対策を講じていかれるのか、お伺いをいたします。

○野田直人議長 答弁願います。

石井企画総務部長。

○石井企画総務部長 お答えします。

今後のハラスメント等撲滅推進会議及び部会におけるハラスメント撲滅に向けた取組については、事務局である消防局の人事担当課と消防署とがさらに連携を密にし、研修資料の作成など内容の充実を図り、ハラスメント撲滅に向けた取組をより一層推進してまいります。

以上でございます。

○野田直人議長 以上で、小林議員の一般質問は終了いたしました。

◎日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

○野田直人議長 それでは、日程第14、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題いたします。

議会運営委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○野田直人議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎休憩の宣告

○野田直人議長 この際、休憩をいたします。

17時30分を再開の予定とさせていただきます。

午後5時19分休憩

午後 5 時 28 分再開

出席議員 16 名

◎再開の宣告

○和田貴弘副議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○和田貴弘副議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、植竹議員。

〔3 番（植竹成年議員）登壇〕

○植竹成年議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

先ほど議長より議長辞職願が提出されましたので、議長辞職の件及び議長選挙を日程として追加したいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○和田貴弘副議長 以上で報告を終わります。

◎議事日程の追加

○和田貴弘副議長 議長、野田直人議員から議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎日程第 15 議長辞職の件

○和田貴弘副議長 日程第15、議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、16番、野田議員の退席を求めます。

〔16 番（野田直人議員）退場する〕

○和田貴弘副議長 まず、その辞職願を書記長により朗読させます。

書記長、よろしく願いいたします。

〔書記長朗読〕

○須田書記長 朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会議長の職を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和5年7月28日、埼玉西部消防組合議会議長、野田直人

埼玉西部消防組合議会副議長、和田貴弘様

以上で朗読を終わります。

○和田貴弘副議長 お諮りいたします。

野田議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

よって、野田直人議員の議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔16番（野田直人議員）入場する〕

◎議長退任の挨拶

○和田貴弘副議長 ただいま議長の辞職が決定いたしました野田議員から、御挨拶をお願いいたします。

野田議員。

〔16番（野田直人議員）登壇〕

○野田直人議員 それでは、議長退任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

貴重な時間に退任の挨拶をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、令和4年の第2回の定例議会に、議員の皆様の御推挙をいただきまして、大変重要な議長という要職を授かったものでございます。隔年で視察に行くわけでございますけれども、令和4年の11月1日、2日には政令指定都市でありました大阪の堺市のほうに視察に行きました。消防行政の全般ということで学ばせていただいたわけでございます。今日おられる議員の皆さんの7名の方が参加されたと思いますけれども、非常に驚いたのは、いろいろなところでも話題になっております堺市、合併する前の政令指定都市のときに、81万人口がいるわけでございますけれども、消防団が一切ないと、そういう市に偶然視察に行ったわけでございまして、その辺のことも今いろいろなところで話題になっているのかなと思っております。

私自身は、平成25年の4月に埼玉西部消防局が発足されまして、この間、入間市の永澤議

員と共に約8年間こちらのほうにお世話になっておるわけでございます。特に議員の皆様にはお世話になると同時に、本当に勉強になるのは、岸消防長をはじめ、本当に一生懸命、消防のことはこちらに来ると大変なんだということがよく分かるわけでございまして、また、私自身はこの消防の合併によりまして、なかなかお会いすることのできない管理者であります所沢の藤本市長、副管理者の谷ヶ崎日高市長、副管理者の新井飯能市長、そして、副管理者の小谷野狭山市長、副管理者の杉島入間市長の皆さんともお会いできて大変うれしく思っております。特に議員の皆さんもそうかなと思いますけれども、各地でいろんな議会を通じてでも、なかなかこの5市が本議員の皆さんと情報交換で会える機会はないわけでございまして、そういう点では本当にこの消防議会はいろんなところで、短時間でございましてけれども、そこに出席をさせていただくということは非常に勉強になるのかなと思っております。

結びになりますが、私自身は議長の職をこれで解かせていただきますけれども、まだまだ埼玉西部消防組合の議員の一員として、この消防局がすばらしい消防局になってもらうために少しでも尽力をして、次になられる議長の方をバックアップできればなと思っております。

和田副議長は、新人の日高の副議長もされて、こちらの副議長もされておりますけれども、頑張ってやっていただければ大変うれしく思います。

それでは、退任に当たりまして、ちょっと長くなりましたけれども、大変皆さんにお世話になりました。ありがとうございました。（拍手起こる）

◎議事日程の追加

○和田貴弘副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎日程第16 議長選挙

○和田貴弘副議長 日程第16、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

ただいま副議長において指名することに決しました。

議長に6番、太田博希議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長において指名いたしました太田議員を当選人に決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○和田貴弘副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太田博希議員が議長に当選されました。

太田議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○和田貴弘副議長 ただいま議長に当選いたしました太田議員から、就任の御挨拶をお願いいたします。

太田議員。

〔6番（太田博希議員）登壇〕

○太田博希議長 ただいま議員皆様の御理解、御支援をいただきまして、議長に選任いただきました太田博希でございます。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

現在、埼玉西部消防組合につきましては、令和6年4月から4消防組合を構成する17市町村から成る消防指令業務の共同運用を開始するなど、さらなる消防力の充実強化を目指し、日々努力していただいているところであります。どうぞ議員皆様のお力を集結し、消防行政運営全般に貢献できますよう、どうぞよろしく願いいたします。

就任に当たりましては、管理者、そして、副管理者の皆様、また、議員各位の御支援、御協力をいただきながら、誠心誠意議長の職務を全うしてまいります所存でございます。大変ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手起こる）

○和田貴弘副議長 ここで、議長と議長席を交代いたします。

〔議長、議長席に着席〕

◎休憩の宣告

○太田博希議長　この際、暫時休憩いたします。

再開は17時55分を予定しております。

午後 5 時 4 1 分休憩

午後 5 時 5 3 分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○太田博希議長 それでは、会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員の辞任及び指名について

○太田博希議長 休憩中に15番、梶田博之議員より、議会運営委員を辞任したい旨の申出が議長にあり、許可をいたしました。

後任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において16番、野田直人議員を指名しましたので、御報告いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○太田博希議長 同じく休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長から報告を願います。

植竹議会運営委員長。

〔3番（植竹成年議員）登壇〕

○植竹成年議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

管理者提出の人事案件1件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

○太田博希議長 以上で報告を終わります。

◎議事日程の追加

○太田博希議長 管理者提出議案として、議案第20号「監査委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○太田博希議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号を日程に追加し、議題といたします。

◎日程第17 管理者提出議案の上程（議案第20号）

○太田博希議長 日程第17、議案第20号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、15番、梶田議員の退席を求めます。

〔15番（梶田博之議員）退場する〕

○太田博希議長 議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○太田博希議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第20号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

組合議員のうちから選任した監査委員の退職に伴う後任として、梶田博之氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○太田博希議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○太田博希議長 これより質疑を願います。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○太田博希議長 御質疑ないようですから、質疑を終結いたします。

○討 論

○太田博希議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○太田博希議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○太田博希議長 これより採決いたします。

議案第20号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○太田博希議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり同意と決定いたしました。

除斥を解除いたします。

〔15番（梶田博之議員）入場する〕

○太田博希議長　ただいま監査委員に選任されました梶田議員から就任の御挨拶をお願いいたします。

梶田監査委員。

〔15番（梶田博之議員）登壇〕

○梶田博之議員　ただいま皆様の御協力によりまして監査委員に就任いたしました梶田博之でございます。飯能市でございます。

任務につきましては一生懸命務めたいと思いますので、今後も皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手起こる）

◎管理者挨拶

○太田博希議長　ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者　令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案申し上げました10の議案について、それぞれ原案のとおり可決、認定並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様からいただきました御意見、御要望については、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させていただきます。

なお、先ほど正副議長の改選並びに議会運営委員会正副委員長の選任が行われたところですが、このたび御退任されました野田直人前議長におかれましては、消防行政全般にわたり特段の御尽力を賜り、消防行政進展のため御貢献いただきましたこと心から御礼を申し上げます。

また、新たに御就任されました太田博希議長、そして、和田貴弘副議長におかれましては、心より祝意を表すとともに、今後とも消防行政進展のため一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

あわせて、新たに新任されました正副委員長並びに委員の皆様におかれましては、消防行政の各分野におきそれぞれ御指導賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては健康に十分御留意され、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○太田博希議長　これで、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって、令和5年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後6時01分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 須 田 雅 之

企画財政課副主幹（書記） 大 海 康 治

企画財政課主査（書記） 岡 篤

企画財政課主査（書記） 二 上 綾 子

前議長	野	田	直	人
議長	太	田	博	希
副議長	和	田	貴	弘
署名議員	小	林	澄	子
署名議員	内	村	忠	久